

議案第30号	三田市新環境基本計画の改定について
環境・省エネ推進課	三田市新環境基本計画を改定するに当たり、三田市議会の議決すべき事件等に関する条例第2条第1号の規定により、議会の議決を求めるもの。

～計画改定の背景～

平成19年11月「三田市環境基本条例」の制定。

平成20年 上記条例に基づき「三田市新環境基本計画（H20～H29）」の策定

平成25年度 上記計画の前期の期間が終了するため、今回**後期の改定計画（H25～H29）**を策定する。

～計画の構成～

●計画改定の基本的事項

1. 計画改定の目的
2. 計画の位置づけ
3. 計画の期間
4. 計画の対象範囲

●三田市の環境の現状

1. 三田市の概況
2. 三田市の環境
3. 課題の整理

●基本構想

1. 三田市新環境基本計画の基本理念
2. 三田市の環境将来像

●施策の展開

1. 施策の体系
2. 将来像の実現に向けての重点プロジェクト
3. 基本施策

●前期の取り組みの評価

1. 前期の取り組みに対する評価

●計画の実現に向けて

1. 計画の進行管理